

(仮称)川西北こども園設計監理業務の概要書

本業務は、川西北幼稚園と川西北保育所の一体化を進めるため、川西北幼稚園敷地を活用して整備する幼保連携型認定こども園の基本・実施設計、工事監理及び付随する業務を行うものである。

また、設計業務においては、別途開催する「市立幼稚園と市立保育所の一体化に関する検討会議」の意見、要望を設計内容に反映できるよう、事務局と協議の上で進める。

なお、この概要書に記載した事業内容の数値等は、プロポーザル技術提案のためのものであり、現時点での想定(予定)数値を示したものである。

1. 業務内容

(1)(仮称)川西北こども園設計監理業務

基本設計

- ・設計条件等の整理
- ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図書の作成
- ・概算工事費の検討(解体工事、こども園新築工事等)
- ・基本設計内容の説明等

実施設計

- ・要求の確認
- ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ・実施設計方針の策定
- ・解体、こども園新築等、各工事に係る実施設計図書の作成
- ・実施設計内容の説明等

工事監理

- ・工事の施工体制の確認
- ・設計内容の把握及び受注者等への伝達
- ・施工計画の確認、報告
- ・施工図等と設計図書の内容に適合しているか照合、報告
- ・工事と設計図書の照合、報告
- ・設計図書と現場を確認、報告
- ・関連工事の調整

- ・施工計画等の特別の検討・助言
- ・対象工事の変更請負契約
- ・竣工図の確認
- ・関係官庁署等検査の立会・報告
- ・工事監理業務の実施状況報告及び完了手続き

(2) 付随する業務

- ・建築基準法に基づく計画通知申請手続業務
- ・建築基準法に基づく構造計算適合性判定申請手続業務
- ・積算業務（内訳明細書の作成等）
- ・透視図作成業務
- ・エネルギー使用の合理化等に関する法律等関係法令に基づく申請書類作成業務及び申請手続業務
- ・敷地測量業務
- ・標準貫入試験による地盤調査業務
- ・建築物石綿含有建材調査業務(分析調査含む)
- ・工事(解体、こども園新築)工程表の作成
- ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の検討業務
- ・川西市都市景観形成条例に基づく申請手続業務

兵庫県福祉のまちづくり条例及び川西市都市景観形成条例、川西市開発指導要綱等の関係法令及び基準を遵守すること。

業務内容の提出書類・図書等の詳細については、「(仮称)川西北こども園設計監理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」6.参加申込書の提出及び資料の貸与に記載のとおり、参加事業者に対し別で示す設計委託業務仕様書を参照すること。

2. 認定こども園施設の概要

(1)(仮称)川西北こども園

建築場所：川西市丸の内町地内

敷地面積：約 2,580 m²

- ・川西北幼稚園を解体し、当該敷地を整地し、認定こども園新築工事を行う。

規 模：延べ床面積 約 1,350 m²以下

構 造：鉄筋コンクリート造、またはその他（技術提案による）2階建て以下

設 備：電気設備、機械設備（空調機器を含む）、昇降機設備

用途地域：市街化区域（第1種住居地域 200/60）

(2) 業務期間

(仮称)川西北こども園設計監理業務

基本設計：契約締結の日～令和2年2月28日

建設工事費の概算見積りを令和元年11月15日までに作成・提出すること。

実施設計：令和2年3月2日～令和2年9月上旬

工事監理：工事監理開始日～令和4年3月上旬(予定)

(3) 工事期間

令和3年3月下旬～令和4年3月上旬(予定)

(4) 工事費

幼稚園解体、こども園新築(外構整備を含む)を含む予定上限額

6億円以内(消費税及び地方消費税含む。)

(川西北幼稚園の概要 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積約644㎡)

(5) 定員

180人(0歳児から5歳児クラス)

兵庫県が定める幼保連携型認定こども園の最低基準を満たすほか、幼保連携型認定こども園の実施に必要な関係法令に定める基準を充足すること。

3. 認定こども園の内容

(1) (仮称)川西北こども園

屋内施設所要室内訳

| 部屋名 | 最低有効面積 | クラス数 | 付属室・設備 |
|--------|--------|------|-----------|
| 0歳児保育室 | 40㎡ | 1 | 調乳室・もくよく室 |
| 1歳児保育室 | 50㎡ | 1 | 幼児トイレ |
| 2歳児保育室 | 40㎡ | 1 | 幼児トイレ |
| 3歳児保育室 | 60㎡ | 2 | |
| 4歳児保育室 | 60㎡ | 2 | |
| 5歳児保育室 | 60㎡ | 2 | |
| 遊戯室 | 110㎡ | 1 | 倉庫 |

各基準を満たしたうえで、コンパクトかつ機能的な提案を求める。

0～2歳児保育室は1階に設けること。

各保育室には、児童用ロッカー及び保育備品等の収納が必要となる。

その他屋内施設

| 部屋名 | 付属室・設備等 |
|---------------------|---------------|
| 職員室 | 更衣室、給湯 |
| 調理室 | 搬入室、食品庫、専用便所 |
| 保健室（医務室） | シャワー |
| 相談室 | |
| 教材室、倉庫、収納 | |
| 多目的（身障者）トイレ | 車イス対応 |
| 大人用トイレ | |
| 園児トイレ | |
| 下足、エントランス、廊下、階段、EV等 | ベビーカー置場（屋外も可） |

屋外施設

- 1) 園庭 700 m²以上設けること。なお地上部分にできる限り広く確保するものとし、不足する場合は屋上部分で面積を確保すること。（0～2歳児用園庭・園児用遊具の設置含む）
- 2) 駐車場 10台程度
- 3) 駐輪場 20台以上
- 4) プール 組立式、1階屋上可
- 5) その他 認定こども園敷地内の既存の植栽について、敷地内の樹木は全て抜根すること。